

平成27年1月21日

安平町子ども・子育て支援事業計画(案)に関する意見募集要領

安平町では、平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」の施行にあたり、子ども・子育て支援の取り組みをより一層推進するため、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度からの5年間の計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画において、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定め、本町の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な実施を目指しています。

上記のことから、今般、「安平町子ども・子育て会議」での審議を経て、「安平町子ども・子育て支援事業計画(案)」をとりまとめましたので、広く町民の皆さん、特に子育て中の保護者の皆さんのご意見を計画に反映させるため、下記の要領にてパブリックコメントを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

【募 集 要 領】

●意見を募集しようとする資料

安平町子ども・子育て支援事業計画(案)

●資料の閲覧期間・意見等の募集期間

1月21日(水)から2月13日(金)17時まで

●資料の閲覧場所

閲覧期間において、町ホームページに掲載するほか、下記の場所で資料を閲覧できます。

- ・追分公民館、安平公民館、早来町民センター、遠浅公民館
(開館時間中はいつでも閲覧が可能です。)

●意見等を提出できる方

- ①町内に居住または通勤・通学している方。
- ②町内に事務所又は事業所を有する個人または法人、その他団体。

●意見提出方法

意見を提出する場合は、別紙の意見提出用紙に、氏名、住所、電話番号等をご記入の上、また、法人・団体の場合はその名称及び代表者名を記入し、意見募集期間内に下記のいずれかの方法により提出してください。

①持参する場合

教育委員会事務局(追分公民館内)又は早来町民センターへ提出してください。
(役場開庁日の8時30分から17時15分まで)

②郵送の場合

教育委員会子育て支援グループ (〒059-1971 安平町追分緑が丘200番地2)

②ファクシミリを利用する場合

ファクシミリ番号 0145-25-3603

③電子メールを利用する場合

電子メールアドレス kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握するため、口頭や電話でのご意見は受付しません。また、匿名でのご意見も受付しませんのでご了承ください。

●意見の取扱い

①提出いただいたご意見は、安平町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、参考とさせていただきます。

②ご氏名、ご住所などの情報は提出いただきましたご意見の内容確認などに使用するものであり、個人情報とは適正に取り扱います。

③提出いただいた意見書は、返却いたしません。また、ご意見に対する個別の回答もいたしません。ただし、提出いただいたご意見は、その概要、それに対する町の考え方、計画（案）を修正した場合にはその内容を、町ホームページ等で公表します。

※本計画に関連性のないもの、特定の個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるものなど公表することが不相当と判断される事項が含まれているときはご意見としての取扱いをいたしかねますのでご了承ください。

●お問合せ

安平町教育委員会事務局子育て支援グループ TEL 25-2083